

1 発注基準の改定について

1. 変更点

(1) 金額区分の引き上げ【工事のみ】

- 各区分の発注金額を**1.14倍**(※)引き上げる

※建設工事費デフレーターにおける令和2年度～令和5年度の
急激な上昇率

(2) 指名競争入札の適正化【工事&委託】

- 全て「**一般競争入札**」として記載するとともに、
「**指名競争入札**」とすることができる旨を併記
- 個別案件ごとに入札方法の**検討**を行う
※「一般競争入札」または「指名競争入札」のいずれかを
排除する ものではなく、個別案件ごとに検討を行う趣旨の改定

(3) 設備工事に係る単独参加可能金額の引き上げ

- 単独参加が可能な金額を3億円(※)まで引き上げ
※(1)の引き上げ後は3億4千万円

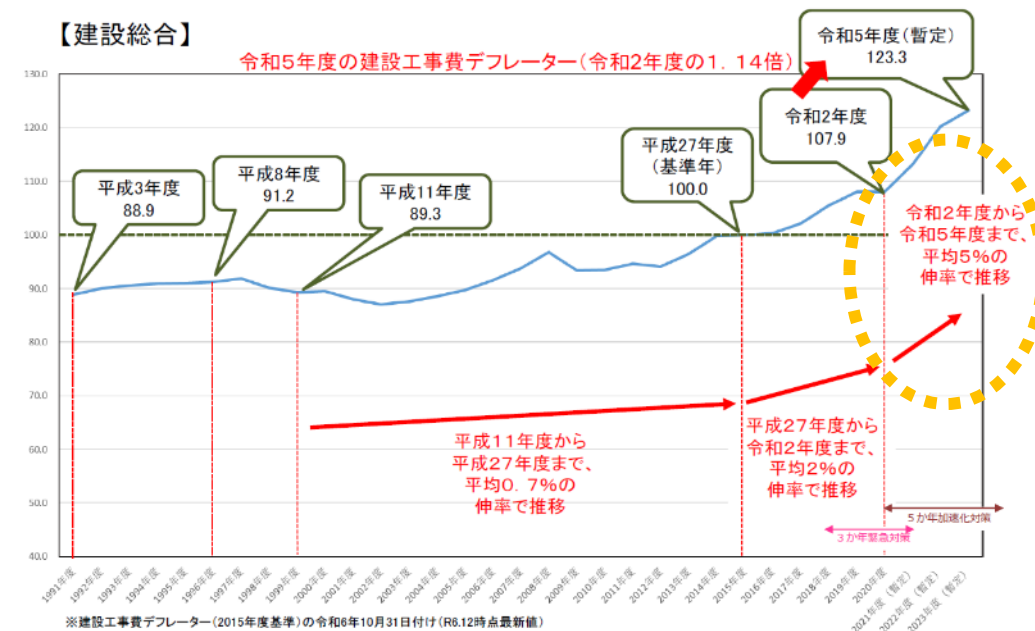
2. 適用日

(工事) 令和7年6月1日以降に公告または指名通知を行う工事より適用

(委託) 令和7年8月1日以降に公告または指名通知を行う工事より適用

発注標準の見直し

建設工事費デフレーター(2015年基準)



(参考) 指名競争入札に係る記載例 (土木一式工事)

土木一式工事

設計金額※	入札参加資格等	総合評価落札方式 注 1	
5百万円未満	一般競争入札 ①入札方法：指名競争入札 注 2 ②等級：D等級 ③入札参加形態：単独 ④建設業法上の許可業種（土木工事業）の本店又は営業所の所在：土木事務所管内に本店		略

注 1 適用する型式は上記を標準案とするが、工事の特性（技術的な工夫の余地）に応じて選択することができる。

注 2 次に該当する工事（随意契約で契約するものを除く。）は部局又は事務所ごとに設置されている「入札参加資格等審査会」の議を経て指名競争入札とすることができる。

① その性質又は目的が一般競争入札に適しない場合

② 製作者又は施工者が限定されている場合など、その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をする場合

③ 入札不調の発生等、一般競争入札に付することが不利と認められる場合

▶ 「一般競争入札」または「指名競争入札」のいずれかを排除するものではなく、個別案件ごとに検討を行う趣旨の改定

※物価高騰による1.14倍引き上げ前の金額

【改定対象】

- (工事) 土木一式、建築一式、舗装、設備、造園、道路標識等発注基準、看板等発注基準、土木施設除草業務、解体
- (委託) 建設コンサルタント、測量、建築設計、地質調査、補償コンサルタント

(参考) 設備工事の単独業者参加区分の拡大

設計金額 ※	入札参加資格等	総合評価落札方式	
9億円未満 1.5億円以上 3億円以上※	①入札方法：一般競争入札 ②入札参加形態： <u>2～4者JV</u> (JV構成員比率 県内本店50%以上) (JV代表者は経審点800点以上) ③その他要件：特定建設業許可 ④建設業法上の許可業種の本店又は営業所の所在： 奈良県内に本店又は営業所	略	低 入 札 価 格 調 査 制 度
3億円未満※ 1.5億円未満 1億円以上	①入札方法：一般競争入札 ②入札参加形態： <u>単独又は2者JV</u> (JV構成員比率 県内本店50%以上) (単独、JV代表者は経審点800点以上) ③その他要件：特定建設業許可 ④建設業法上の許可業種の本店又は営業所の所在： 奈良県内に本店又は営業所		

※物価高騰による1.14倍引き上げ前の金額

発注基準（発注の規模や金額の区分等）

土木一式

現 行

改 定 後

27. 2億円以上	WTO	低入札価格調査制度	一般競争	27. 2億円以上	WTO	低入札価格調査制度	一般競争
9億円以上	A1 & 県内営業所 2~4者JV			10. 3億円以上	A1 & 県内営業所 2~4者JV		
3億円以上	A1 2or3者JV			3. 4億円以上	A1 2or3者JV		
1. 5億円以上	A1単独 & A1代表JV			1. 7億円以上	A1単独 & A1代表JV		
1億円以上	A1 & A			1. 1億円以上	A1 & A		
8千万円以上	A			9. 1千万円以上	A		
5千万円以上	A			5. 7千万円以上	A		
3千万円以上	A & B			3. 4千万円以上	A & B		
2千万円以上	B			2. 3千万円以上	B		
1. 5千万円以上	B & C			1. 7千万円以上	B & C		
5百万円以上	C	最低制限価格制度	単独	6百万円以上	C	最低制限価格制度	単独
5百万円未満	D			6百万円未満	D		

(注) 総合評価は低入札価格調査制度

(注) 総合評価は低入札価格調査制度

建築一式

現 在

改 定 後

27. 2億円以上	WTO	低入札価格調査制度	一般競争	27. 2億円以上	WTO	低入札価格調査制度	一般競争
9億円以上	A & 県内営業所 2~4者JV			10. 3億円以上	A & 県内営業所 2~4者JV		
3億円以上	A 2or3者JV			3. 4億円以上	A 2or3者JV		
1. 5億円以上	A単独 & A2者JV			1. 7億円以上	A単独 & A2者JV		
3千万円以上	A			3. 4千万円以上	A		
1千万円以上	B			1. 1千万円以上	B		
1千万円未満	C & D			1. 1千万円未満	C & D		

(注) 総合評価は低入札価格調査制度

(注) 総合評価は低入札価格調査制度

舗 装

現 行

改 定 後

5千万円以上	A 2or3者JV	低入札価格調査制度	一般競争	5. 7千万円以上	A 2or3者JV	低入札価格調査制度	一般競争
2千万円以上	A			2. 3千万円以上	A		
1千万円以上	A & B			1. 1千万円以上	A & B		
3百万円以上	B			3. 5百万円以上	B		
3百万円未満	C			3. 5百万円未満	C		

(注) 総合評価は低入札価格調査制度

(注) 総合評価は低入札価格調査制度

発注基準（発注の規模や金額の区分等）

設 備

現 行

改 定 後

27. 2億円以上	WTO	特定建設業許可	一般競争	低入札価格調査制度	(注)
9億円以上	県内本店 & 県内営業所 (2~4者JV) JV代表者: 経審 800点以上				
1. 5億円以上	県内本店 & 県内営業所 (単独or2者JV) JV代表者: 経審 800点以上				
1億円以上	県内本店 & 県内営業所 (単独or2者JV) JV代表者: 経審 800点以上				
5千万円以上	県内本店	特定建設業許可	一般競争	最低制限価格制度	(注)
2千万円以上					
1千万円以上					
1千万円未満	管内本店	一般競争	指名競争		

(注) 総合評価は低入札価格調査制度

27. 2億円以上	WTO	特定建設業許可	一般競争	低入札価格調査制度	(注)
10. 3億円以上	県内本店 & 県内営業所 (2~4者JV) JV代表者: 経審800点以上				
3. 4億円以上	県内本店 & 県内営業所 (単独or2者JV) JV代表者: 経審800点以上				
1. 1億円以上	県内本店 & 県内営業所 (単独or2者JV) JV代表者: 経審800点以上 ※3				
5. 7千万円以上	県内本店	特定建設業許可	一般競争	最低制限価格制度	(注)
2. 3千万円以上					
1. 1千万円以上					
1. 1千万円未満	管内本店	一般競争	指名競争		

(注) 総合評価は低入札価格調査制度

道路標識等

現 行

改 定 後

2千万円以上	県内本店 & 県内営業所 経審点600点以上	一般競争	総合評価	価格競争	総合評価
1千万円以上					
1千万円未満	北部 奈良、郡山及び宇陀 各土木事務所管内本店 南部 高田、中和、吉野及び五条 各土木事務所管内本店	単独	指名競争		

2. 3千万円以上	県内本店 & 県内営業所 経審点600点以上	一般競争	総合評価	価格競争	総合評価
1. 1千万円以上					
1. 1千万円未満	北部 奈良、郡山及び宇陀 各土木事務所管内本店 南部 高田、中和、吉野及び五条 各土木事務所管内本店	単独	指名競争		

造 園

現 行

改 定 後

1億円以上	県内本店 & 県内営業所 2or3者JV (県内本店50%以上) 代表者及び構成員ともに 1級造園技術者の配置 経審点800点以上 特定建設業許可	一般競争	低入札価格調査制度	最低制限価格制度 (注)	(注)
5千万円以上	県内本店 2or3者JV 共通: 1級、2級又は実務経験 による造園技術者の配置 代表者: 経審点750点以上 特定建設業許可 構成員: 経審点700点以上				
3千万円以上	県内本店 2or3者JV 共通: 1級、2級又は実務経験 による造園技術者の配置 代表者: 経審点750点以上 構成員: 経審点700点以上				
1千万円以上	県内本店 1級、2級又は実務経験 による造園技術者の配置 経審点700点以上				
3百万円以上	管内本店又は施工個所の 近接市町村 1級、2級又は実務経験 による造園技術者の配置 経審点650点以上	単独	指名競争		
3百万円未満	管内本店又は施工個所の 近接市町村 1級、2級又は実務経験 による造園技術者の配置				

(注) 総合評価は低入札価格調査制度

1. 1億円以上	県内本店 & 県内営業所 2or3者JV (県内本店50%以上) 代表者及び構成員ともに 1級造園技術者の配置 経審点800点以上 特定建設業許可	一般競争	低入札価格調査制度	最低制限価格制度 (注)	(注)
5. 7千万円以上	県内本店 2or3者JV 共通: 1級、2級又は実務経験 による造園技術者の配置 代表者: 経審点750点以上 特定建設業許可 構成員: 経審点700点以上				
3. 4千万円以上	県内本店 2or3者JV 共通: 1級、2級又は実務経験 による造園技術者の配置 代表者: 経審点750点以上 構成員: 経審点700点以上				
1. 1千万円以上	県内本店 1級、2級又は実務経験 による造園技術者の配置 経審点700点以上				
350万円以上	管内本店又は施工個所の 近接市町村 1級、2級又は実務経験 による造園技術者の配置 経審点650点以上	単独	指名競争		
350万円未満	管内本店又は施工個所の 近接市町村 1級、2級又は実務経験 による造園技術者の配置				

(注) 総合評価は低入札価格調査制度

看板等

現 行

改 定 後

2千万円以上	県内本店 & 県内営業所 経審点600点以上	一般競争	総合評価	価格競争	総合評価
1千万円以上					
1千万円未満	県内本店	単独	指名競争		

2. 3千万円以上	県内本店 & 県内営業所 経審点600点以上	一般競争	総合評価	価格競争	総合評価
1. 1千万円以上					
1. 1千万円未満	県内本店	単独	指名競争		

発注基準（発注の規模や金額の区分等）

地域保全事業における地域要件について

地域要件	現 行		改 定 後	
	事業名	設計金額	事業名	設計金額
入札方式	災害復旧事業 災害防除事業	3千万円未満	災害復旧事業 災害防除事業	3.4千万円未満
	急傾斜地崩壊対策事業 治山事業	1.5億円未満	急傾斜地崩壊対策事業 治山事業	1.7億円未満
入札方式	設計金額	入札方式	設計金額	入札方式
	500万円以上	一般競争入札	600万円以上	一般競争入札
	500万円未満	指名競争入札	600万円未満	一般競争入札（注）

土木施設除草業務について

対象工事	現 行		改 定 後	
	奈良県が発注する道路、河川等における除草工（小規模維持修繕工事は対象外）で設計金額1000万円未満のもの。		奈良県が発注する道路、河川等における除草工（小規模維持修繕工事は対象外）で設計金額1100万円未満のもの。	
入札方式	設計金額	入札方式	設計金額	入札方式
	500万円以上 1000万円未満	一般競争入札／2者JV 土木事務所管内 （出資比率の最小限度30%以上）	600万円以上 1100万円未満	一般競争入札／2者JV 土木事務所管内 （出資比率の最小限度30%以上）
	500万円未満	指名競争入札／単独 土木事務所管内	600万円未満	一般競争入札（注）／単独 土木事務所管内

建築構造物にかかる解体工事発注基準

区分	現 行										改 定 後												
解体工事（建設業法第4条に定める附帯工事を含む）	設計金額	登録参加資格	許可業種	参加形態	総合 評定値 (P点)	本店 所在地	入札方式	落札方式	許可区分	ダン ピング 対策	設計金額	登録参加資格	許可業種	参加形態	総合 評定値 (P点)	本店 所在地	入札方式	落札方式	許可区分	ダン ピング 対策			
	1. 5億円以上	その他（解体、撤去工事）	解体工事業	2 単 者独 J V 又は	7 5 0 点以上	県内本店	一般競争	価格競争又は総合評価	特定建設業	最低制限価格制度※総合評価は低入札価格調査制度	1. 7 億円以上	その他（解体、撤去工事）	解体工事業	2 単 者独 J V 又は	7 5 0 点以上	県内本店	一般競争	価格競争又は総合評価	特定建設業	最低制限価格制度※総合評価は低入札価格調査制度			
	5千万円以上			単独	7 0 0 点以上			価格競争			5. 7 千万円以上			単独	7 0 0 点以上			価格競争					
	1千万円以上										1. 1 千万円以上										7 0 0 点未満	価格競争	
	1千万円未満										1. 1 千万円未満												

2 入札参加資格制度の簡素化・適正化について

1. 変更点

(1) 格付け基準の簡素化【工事のみ】

等級	評定事項	土木一式	建築一式	舗装
A 1 グループ	総評定点	〇〇点以上		
A	総評定点	〇〇点～〇〇点	〇〇点以上	〇〇点以上
B	総評定点	〇〇点～〇〇点	〇〇点～〇〇点	〇〇点～〇〇点
C	総評定点	〇〇点～〇〇点	〇〇点～〇〇点	〇〇点以下
D	総評定点	〇〇点以下	〇〇点以下	

総評定点は運用開始前に再設定予定

主観点項目については、入札参加資格の共同化を踏まえた簡素化・適正化の検討を継続

総評定点 = 客観点 + 主観点

客観点 = 経営事項審査の総合評定値（法定審査の値）

主観点 = 右記の項目

格付け評価対象期間における入札参加停止措置
暴力団排除
奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録
障害者雇用
保護観察対象者等の雇用（雇用・協力雇用主登録）
緊急維持業務、雪寒対策業務

(2) 業種の統廃合と申請上限数の撤廃【工事&委託】

① 工事

・ 77業種から33業種（※）に改定し、申請業種の上限を撤廃

※建設業法（経営事項審査）に定めのある「32業種」＋「土木施設除草業務」

② 委託

・ 56業種から、国土交通省において登録制度のある5業種（※）に改定予定

※建設コンサルタント、測量、建築設計、地質調査、補償コンサルタント

2. 適用日

令和10年度以降の入札参加資格者名簿より適用

(参考) 簡素化の対象項目

- ① 格付け基準表のうち、**着色項目（経審重複項目及び本県独自項目）**を削除
- ② 主観点項目のうち他制度との重複認定を削除
 - ・ **経営事項審査と趣旨が重複**している項目を削除
 - ・ **他制度において評価対象**となっている項目を削除

(格付け基準表)

等級	評定事項	土木一式	建築一式	舗装
A 1 グループ	総評定点	A等級の基準を満たし、かつ 1,000点以上		
	技術職員数	1級10名以上		
A	総評定点	900点以上	900点以上	850点以上
	資本金額	4,000万円以上	4,000万円以上	2,000万円以上
	技術職員数	1級5名以上	1級5名以上	1級5名以上 (1級又は2級の舗装施工管理 技術者1名以上)
	許可区分 昇級条件	特定建設業 前回の格付けB	特定建設業 前回の格付けB	特定建設業 前回の格付けB
B	総評定点	800点～899点	800点～899点	750点～849点
	資本金額	2,000万円以上	2,000万円以上	
	技術職員数	1級2名以上	1級2名以上	2名以上 (うち2級以上の技術職員 1名以上)
	許可区分 昇級条件	特定建設業 前回の格付けC	特定建設業 前回の格付けC	
C	総評定点	700点～799点	700点～799点	749点以下
	技術職員数	2級2名以上※2	2級2名以上※2	2名以上
	昇級条件	前回の格付けD	前回の格付けD	
D	総評定点	699点以下	699点以下	
	技術職員数	2名以上 (うち2級以上の技術職員1 名以上)	2名以上 (うち2級以上の技術職員1 名以上)	

(主観点項目)

番号	項目	新主観点項目	備考
1	格付け評価対象期間における入札参加停止措置	継続	
2	表彰等（知事・部長・事務所長）	廃止	総合評価
3	CPDS（CPD）	廃止	経審
4	暴力団排除	継続	
5	技術職員数	廃止	経審
6	奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録	継続	公契約条例
7	障害者雇用	継続	公契約条例
8	保護観察対象者等の雇用（雇用・協力雇用主登録）	継続	公契約条例
9	労働福祉の状況（退職一時金、企業年金）	廃止	経審
10	災害協定（締結・災害時対応）	廃止	経審
11	工事用機械器具の保有	廃止	経審
12	建設業労働災害防止協会への加入	廃止	経審
13	新規資格取得	廃止	経審
14	緊急維持業務、雪寒対策業務	継続	

経営事項審査項目

他制度重複項目

本県独自項目

(参考) 工事・77業種から33業種に改定し、申請業種の上限を撤廃

旧（76業種）					
1	土木一式	(1)	41	その他(防球ネット工事)	(6)
2	建築一式	(3)	42	その他(防球フェンス工事)	(6)
3	舗装	(16)	43	その他(水門工事)	(13)
4	鋼橋（上部工）	(14)	44	その他(水門工事・ゴム鋼製)	(6、13)
5	PC橋（上部工）	(2)	45	その他(水門扉工事)	(13)
6	造園	(26)	46	その他(汚水処理施設)	(11、23、31)
7	木造住宅	(3、4)	47	その他(排水処理設備)	(23、31)
8	電気設備	(10)	48	その他(脱臭装置設置工事)	(23)
9	暖冷房衛生設備	(11)	49	その他(ポンプ据付配管工事)	(23)
10	法面処理	(6)	50	その他(浄化槽設備)	(11)
11	塗装	(20)	51	その他(プール工事)	(3、13)
12	道路等維持修繕	(1、6、8、10、12、16、20、21、23)	52	その他(貯槽工事)	(13)
13	しゅんせつ	(17)	53	その他(体育施設)	(1、6)
14	グラウト	(1、6)	54	その他(公園遊具設置)	(1、6、26)
15	杭打	(6)	55	その他(噴水、ろ過装置)	(1、6、11、23)
16	さく井	(27)	56	その他(解体、撤去工事)	(32)
17	機械設備	(23)	57	その他(アンカー工事)	(6)
18	通信設備	(25)	58	その他(ロックシェッド)	(6)
19	上下水道設備	(1、11、29)	59	その他(アスベスト工事)	(6)
20	交通安全施設	(1、6、10、13、20、25)	60	その他(沈下修正、曳家工事)	(6)
21	その他(大工工事)	(4)	61	その他(テント工事)	(13)
22	その他(左官工事)	(5)	62	その他(橋梁補修工事)	(1、6)
23	その他(とび、土工、コンクリート工事)	(6)	63	その他(傾斜板設置)	(6、23)
24	その他(石工事)	(8)	64	その他(電気防触)	(10、11)
25	その他(屋根工事)	(9)	65	その他(表層工事)	(1、6)
26	その他(管工事)	(11)	66	その他(伸縮継手工事)	(1、6)
27	その他(タイル、れんが、ブロック工事)	(12)	67	その他(防音壁設置)	(6)
28	その他(鋼構造物工事)	(13)	68	その他(フリューム設置)	(6、11)
29	その他(鉄筋工事)	(15)	69	その他(音響設備)	(22、25)
30	その他(板金工事)	(18)	70	その他(下水管渠止水工)	(1、11)
31	その他(ガラス工事)	(19)	71	その他(下水管調査・更生)	(11)
32	その他(防水工事)	(6、21)	72	その他(映像制作)	(23、25)
33	その他(内装仕上工事)	(22)	73	その他(銹金具)	(18)
34	その他(熱絶縁工事)	(24)	74	その他(防触ライニング)	(1、6)
35	その他(建具工事)	(28)	75	その他(埋蔵文化財発掘調査工事)	(1)
36	その他(水道施設工事)	(29)	76	その他(防触・防水工事)	(21)
37	その他(消防施設工事)	(30)	77	土木施設除草業務	(33)
38	その他(清掃施設工事)	(31)			
39	その他(モニュメント工事)	(13)			
40	その他(FRP覆蓋設置)	(21)			

()内の番号について

新(32業種+土木施設除草業務)	
1	土木一式
2	プレストレストコンクリート構造物
3	建築一式
4	大工
5	左官
6	とび・土木・コンクリート
7	法面処理
8	石
9	屋根
10	電気
11	管
12	タイル・れんが・ブロック
13	鋼構造物
14	鋼橋上部
15	鉄筋
16	舗装
17	しゅんせつ
18	板金
19	ガラス
20	塗装
21	防水
22	内装仕上
23	機械器具設置
24	熱絶縁
25	電気通信
26	造園
27	さく井
28	建具
29	水道施設
30	消防施設
31	清掃施設
32	解体
33	土木施設除草業務(※)

※「土木一式」と「土木施設除草業務」の重複申請は不可(現行どおり)

()内の番号については、再編後の新33業種に対応するもの 10

（参考）委託・・・56業種から、国土交通省において登録制度のある5業種に改定予定

旧（56業種）					
1	建設コンサルタント	21	その他 建造物の非破壊検査	41	その他 設備設計
2	測量	22	その他 建物・設備診断	42	その他 造園設計
3	建築設計	23	その他 建物耐震・耐力度診断	43	その他 既存建物保全計画
4	地質調査	24	その他 交通量調査	44	その他 電気・通信設備設計
5	補償コンサルタント	25	その他 航空機使用事業	45	その他 都市計画設計
6	その他 CG	26	その他 産業調査	46	その他 廃棄物コンサルタント
7	その他 情報処理	27	その他 写真関係	47	その他 下水道施設維持管理
8	その他 建設関係ビデオ製作	28	その他 社会調査	48	その他 工事監督業務
9	その他 地形模型製作	29	その他 上下水道施設調査	49	その他 保全管理業務
10	その他 防災行政無線	30	その他 漏水調査	50	その他 登記
11	その他 レイリー波探査検査	31	その他 騒音・振動測定	51	その他 土地家屋調査
12	その他 開発調査	32	その他 水質検査	52	その他 土地区画整理
13	その他 環境アセスメント	33	その他 地下埋没探査	53	その他 不動産鑑定
14	その他 環境調査	34	その他 土木構造物調査	54	その他 保安林解除
15	その他 環境整備計画	35	その他 防災計画調査研究	55	その他 物品地図印刷
16	その他 管内カメラ調査	36	その他 流量調査	56	その他 その他
17	その他 空中写真撮影・調整	37	その他 基本構想基本計画等		
18	その他 景観に関する業務	38	その他 建築設備電気衛生空調		
19	その他 計量証明	39	その他 交通信号機設計		
20	その他 建設工事費調査	40	その他 水域関連浮施設設計		

新（5業種）	
1	建設コンサルタント
2	測量
3	建築設計
4	地質調査
5	補償コンサルタント

（参考）現行の格付け基準

令和6・7年度の格付け

■資格審査基準及び条件

県内建設業者の格付けについては、下記「格付け基準表」及び「条件」に基づき、「奈良県建設工事等入札・契約制度委員会（以下「委員会」という。）」において決定します。

<格付け基準表（県内建設業者）>

等級	評定事項	土木一式工事	建築一式工事	舗装工事
A1グループ	総評定点数 技術職員数	A等級の基準を満たし、かつ 1,000点以上 1級10名以上		
A	総評定点数 資本金額 技術職員数 許可区分 等級条件	900点以上 4,000万円以上 1級5名以上 特定建設業 前回の格付けB	900点以上 4,000万円以上 1級5名以上 特定建設業 前回の格付けB (1級又は2級の舗装施工管理技術者 ^{※1} 1名以上)	850点以上 2,000万円以上 1級5名以上 特定建設業 前回の格付けB
B	総評定点数 資本金額 技術職員数 許可区分 等級条件	800点～899点 2,000万円以上 1級2名以上 特定建設業 前回の格付けC	800点～899点 2,000万円以上 1級2名以上 特定建設業 前回の格付けC	750点～849点 2名以上 (うち2級以上の技術職員1名以上)
C	総評定点数 技術職員数 等級条件	700点～799点 2級2名以上 ^{※2} 前回の格付けD	700点～799点 2級2名以上 ^{※2} 前回の格付けD	749点以下 2名以上
D	総評定点数 技術職員数	699点以下 2名以上 (うち2級以上の技術職員1名以上)	699点以下 2名以上 (うち2級以上の技術職員1名以上)	

総評定点数算定基準

客観的要素判定基準

客観的要素の評定は、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29により建設業者に通知される「総合評定値」に基づいて行う。

主観的要素判定基準

主観的要素の評定は、令和6・7年度の格付けから次の項目について行う。

格付け評価対象期間：令和4年1月1日から令和5年12月31日までの期間（ただし、信用度等の表中3～13については除く。）

1 工事成績

(1) 格付け評価対象期間（※）に元請（J Vの構成員として請け負った工事を含む。）として完成・引渡が完了した次の種類の黒抜しの建設工事（以下「建設工事」という。）の工事成績の平均点（小数点以下切り捨て。次の算定式においてXとする。）により、次の算定式により評定する（下表のとおり）。

○ 建設工事の種類：土木一式工事、建築一式工事、舗装工事（格付けを行う建設工事の種類についてのみ評定）

工事成績の平均点が65点以上の場合： $(X-65) \times 3$ / 85点の場合：0点 / 65点未満の場合： $(X-65) \times 12$

工事成績	～59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76～
評定点数	～90	～60	～48	～36	～24	～12	0	3	6	9	12	15	18	21	24	27	30	1点に付き+3点

ただし、上表は105点（工事成績100点）、下表は▲90点（工事成績59点以下）とする。

(※) 工事成績については、評価対象期間は平成31年1月1日～令和5年12月31日（5年間の平均点）とする。

(2) 前記の評定は、当初設計額（消費税込み）が1件250万円以上（平成24年5月31日以前に入札公告及び指名通知した工事については、当初設計額（消費税込み）が1件500万円以上）の工事について行う。特定J Vにおける工事も対象とする。

ただし、平成23年9月1日以降に発生した自然災害に起因して、災害協定に基づく要請により緊急契約をした工事及び緊急維持業務、特定業務と緊急契約をした工事を除く。

2 信用度等

	項	目	評定点
1	格付け評価対象期間に入札参加停止措置を受けた者	入札参加停止期間が1か月につき▲5点。ただし、減点は▲120点（24か月以上）を限度とする。 1か月未満は切り捨てとする（1か月と15日の場合は、1か月と▲5点）。	下限 ▲120
2	表彰等	(1) 格付け評価対象期間に建設業界の発展に貢献したこと等により以下の表彰等を受けた場合、1件につき40点。ただし、加点は80点を限度とする。 ・創設又は更新：創設等を受けた者又は創設等を受けた者が代表者である法人に対して加点 ・国土交通大臣等又は奈良県知事の表彰：表彰を受けた法人（法人の代表者が表彰を受けた場合を含む。）又は個人 (2) 格付け評価対象期間に奈良県発注工事において、工事成績が優秀であるとして奈良県から表彰を受けた者	上限 80
		Ⅰ 奈良県知事表彰 1件につき 30点	30
		Ⅱ 県土マネジメント部長表彰 1件につき 20点	20
		Ⅲ 土木事務所長等表彰 1件につき 10点	10
3	(1) この表の①において加対象となる技術職員の（一社）全国土木施工管理技士会連合会が認定する継続学習制度（CPDS）の取得単位の総和に対して、20単位につき2点（※1）。ただし、加点は20点を限度とする。【土木一式工事及び舗装工事のみ加点】 (2) この表の①において加対象となる技術職員の建設CPD運営会議に参加する団体が認定する継続学習制度（CPD）の取得単位の総和に対して、20単位につき2点（※1）。ただし、加点は20点を限度とする。【建築一式工事のみ加点】		各年度の 上限 20
4	暴力団排除（※2） 代表者（例：法人の代表取締役、個人事業主）又は法人の取締役が、公益財団法人奈良県暴力団追放県民センターが実施する不当要求防止責任者講習を受講した場合		10
5	技術職員数（※3）	1級土木施工管理技士等（※4）1名に付き4点 2級土木施工管理技士等（※4）1名に付き2点 土木工事業、建築工事業又は舗装工事業に係る一定以上の業務経験を有する者（※4）1名に付き1点	上限 80
6	奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録をしている者		20
7	常勤労働者である障害者を雇用している場合（※5） ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）により障害者雇用状況報告書の提出が義務づけられている場合は、法定雇用率を達成していること。		20
8	保標競争対象者等の雇用の状況	(1) 格付け評価対象期間に更生保標法（平成19年法律第8号）第48条に規定する保標競争中の者又は同法第85条に規定する更正緊急保標中の者を雇用している場合 (2) 協力雇用主登録をしている場合。ただし、(1)に該当する場合、重複しての加算はしない。	20 5
9	労働福祉の状況 退職一時金制度と企業年金制度の両方を導入している場合		20
10	災害協定	奈良県と災害協定を締結している場合（※6） 格付け評価対象期間に奈良県との災害協定に基づき災害時（鳥インフルエンザ・口蹄疫等の畜舎伝染病を含む。）に対応した場合	5 10
11	工事用機械器具の保有（※7） ただし、加点は40点を限度とする。		上限 40
12	「建設業労働災害防止協会」に加入している者		5
13	評価対象者（※8）のうち、入札参加資格申請時点前2年間に土木施工管理技士等（※9）の資格を新たに取得した者がいる場合、当該資格取得者が若年職員（35歳未満）又は女性職員の場合は20点、男性職員（35歳以上）の場合は10点を加算する。 ただし、評価対象者が10名を超える場合は、資格取得者数が計2名以上いる場合にのみ加対象とする。		上限 20
14	格付け評価対象期間に緊急維持業務、警備対象業務において奈良県の土木事務所を相手方とする契約を締結した場合 1件の契約につき5点。ただし、加点は10点を限度とする。		上限 10

3 今年度予定しているその他の改定

1. 入札参加資格の変更届に係る電子申請の導入（令和7年6月1日より導入） 【工事&委託】

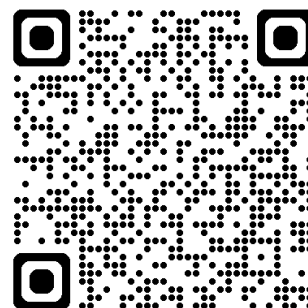
令和7年6月1日から、**奈良スーパーアプリ**からの申請も可能となります。

詳細については、奈良県建設産業課のウェブページをご確認ください。

なお、従来どおり**持参や郵送による受付も可能**です。

（参考）建設産業課のウェブページ【競争入札参加資格の内容変更】

<https://www.pref.nara.jp/4337.htm>



2. 内訳書への「法定福利費」記載（**時期未定**） 【工事のみ】

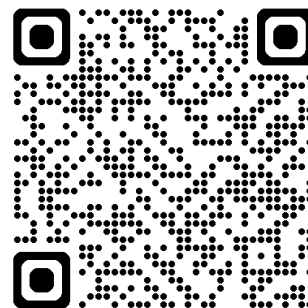
第三次・担い手3法の改正により、建設工事については、今後、**法定福利費を内訳明示した請負代金の内訳書の提出が義務化**されます。

奈良県においても、入札手続きにおいて確認することになります。

適用日及び詳細については、後日、建設産業課のウェブページにも情報を追加する予定です。

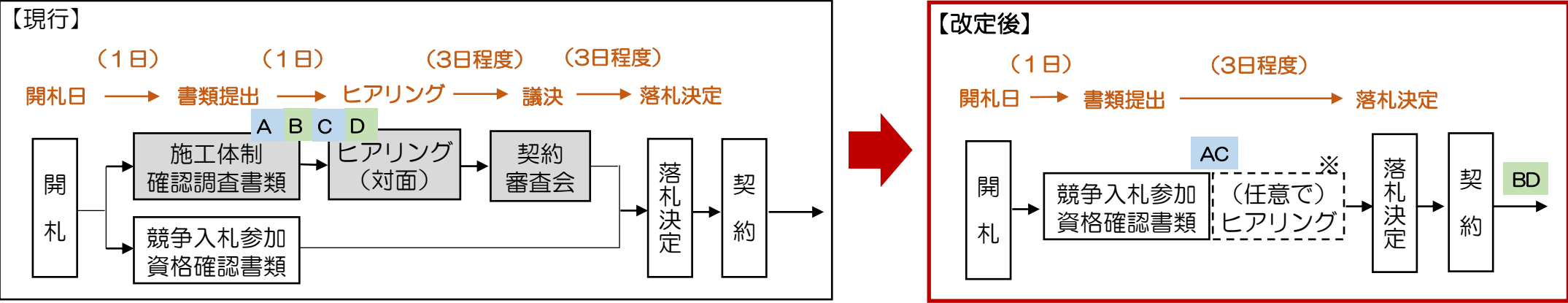
（参考）建設産業課のウェブページ【第三次・担い手3法（令和6年公布）について】

<https://www.pref.nara.jp/67943.htm>



3. 施工体制確認調査の廃止（**時期未定**） 【工事&委託】

→「受発注者双方の負担軽減」及び「入札手続きに係る期間短縮」を図る。



※提出書類に疑義がある場合のみに実施
ヒアリングの方法は任意（対面、電話など）

○変更点

- 施工体制確認調査項目のうち、**以下は契約後の初回打ち合わせ時に確認**
（工事）工程計画・品質確保体制（Bの部分）
（委託）手持ち業務（機会）等の状況、工程計画（Dの部分）
- ヒアリングについては、提出書類に疑義がある場合のみに実施（方法は任意）**

	施工体制確認調査項目	
工事	積算内訳、配置予定技術者の資格等	A
	工程計画、品質確保体制	B
委託	積算内訳、業務実施体制、予定技術者の資格・経験	C
	手持ち業務（機械）等の状況、工程計画	D

適用日及び詳細については、後日、建設産業課のウェブページに掲載する予定

4 奈良県きらぼし建設企業応援制度の終了について

奈良県きらぼし建設企業応援制度は、令和7年度で認定を終了します（有効期間は継続）

5 総合評価落札方式の改定について

1. 発注基準の見直しに伴う、適用価格帯の変更について
2. 災害時対応力の強化について(改定のねらい)
3. 落札者決定基準の改定について
 - (1)「一般土木等」
 - ・企業・技術者評価型②③(地域防災力強化型)における評価項目の新設・削除及び評価基準の変更について
 - (2)「舗装」
 - ・評価項目の新設および評価基準の変更について
 - (3)配置予定技術者の同種工事实績について
4. 技術提案書等様式の変更について

※この改定内容は令和7年6月1日以降の公告から適用する

1. 発注基準の見直しに伴う、適用価格帯の変更について

【改定内容】

発注基準の見直しに合わせて、各型式の**適用価格帯を変更**

設計金額	工種					
	一般土木等		舗装	区画線(ライン)・ 道路標示・標識等/ 橋梁塗装	建築	土木設備/建築設備 下水道設備
27.2億 9億 ⇒ 10.3億 3億 ⇒ 3.4億 1億 ⇒ 1.1億	技術提案 (WTO)		技術提案①	技術提案①	技術提案 (WTO)	技術提案 (WTO)
	技術提案①	企業・ 技術者①			技術提案①	企業・ 技術者①
	技術提案②	企業・ 技術者②			技術提案②	企業・ 技術者②
	技術提案③	企業・ 技術者③	技術提案②	企業・ 技術者①	技術提案②	企業・ 技術者②
5千万 ⇒ 5.7千万	(企業チャレンジ評価型) (課題チャレンジ評価型)		技術提案②	企業・ 技術者②	技術提案②	企業・ 技術者②
3千万 ⇒ 3.4千万			技術提案③	企業・ 技術者③	技術提案③	企業・ 技術者③
2千万 ⇒ 2.3千万			技術提案③	企業・ 技術者③	技術提案③	企業・ 技術者③
1千万 ⇒ 1.1千万			技術提案③	企業・ 技術者③	技術提案③	企業・ 技術者③

(必要に応じて総合評価落札方式)

2. 災害対応力の強化について(改定のねらい)

【近年の災害】

下北山村の崩土

令和5年12月23日、国道169号下北山村上池原で崩土が発生。

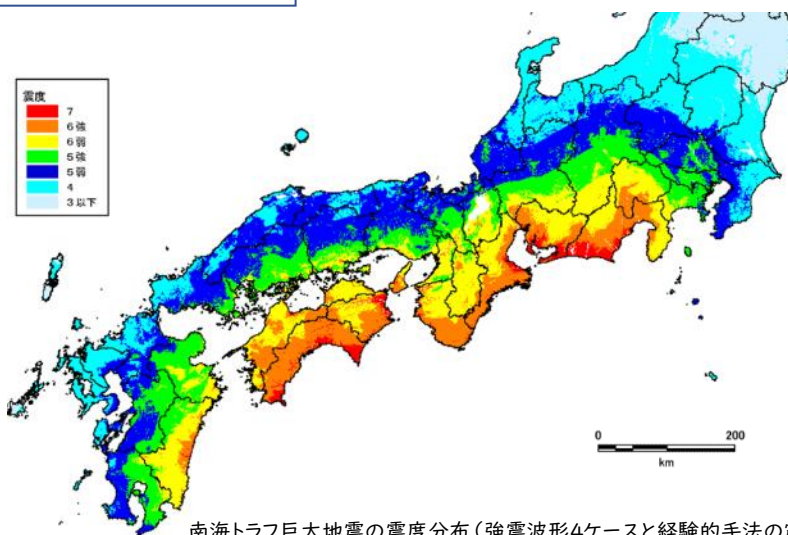
発災翌日には小規模維持修繕の業者である地元企業が土砂の撤去作業を開始。

能登半島地震

令和6年1月1日、能登半島地方でM7.6の地震が発生。発災直後、近隣府県からの応援は相当な移動時間を要する中、**地元建設企業が道路啓開等の緊急工事や救援物資の調達・輸送に従事**、能登地域の復旧に向けて奮闘。

【起こりうる災害】

南海トラフ地震



南海トラフ巨大地震の震度分布(強震波形4ケースと経験的手法の震度の最大値の分布)
「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ報告書説明資料」(中央防災会議, 2025)

・静岡県から宮崎県にかけての一部では震度7となる可能性があるほか、それに隣接する周辺の広い地域では震度6強から6弱の強い揺れになると想定されています。

-気象庁HP 南海トラフ地震で想定される震度や津波の高さ-より一部抜粋
(<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/jishin/nteq/assumption.html>)

直近の事例

令和6年8月8日、日向灘沖のプレート境界を震源とするM7.1の地震が発生。

気象庁は、平成29年11月の運用開始以降はじめての「**南海トラフ地震臨時情報**」を発表。

・大規模災害時には近隣府県等からの応援(初期対応)は困難となる
→ **県内建設企業の「災害時対応力」が重要**となる

2. 災害対応力の強化について(改定のねらい)

背景

南海トラフ地震等の災害時にすぐに対応できる地域の建設企業を育成・確保することが重要であり、起こりうる大規模災害に備えて、県内建設企業全体の「災害時対応力」のさらなる底上げが重要

方針

県民の安全・安心を確保するため、「地域の守り手」として「人や機械を有する自社施工能力の高い県内企業」の育成・確保を図る

【求める県内企業】

- ① 自社施工（自社保有の建設機械と自社雇用の技能労働者）する意思と能力を有する企業
- ② 下請企業を含めて、地域全体の施工能力を向上させる取組を実施する企業
- ③ 災害時等に必要となる工種の施工能力（技術力、建設機械）を有する企業

【取組の内容】

現行制度における地域精通度「本店の所在地等」の評価に加えて、

取組①：土木工事において「県内企業の活用」を総合評価落札方式で評価

取組②：舗装工事において「舗装用建設機械の保有状況」を総合評価落札方式で評価

3. 落札者決定基準の改定について

(1)「一般土木等」：企業・技術者評価型②③（地域防災力強化型）における評価項目の新設・削除及び評価基準の変更について

【改定内容】

1) 評価項目に「県内企業の活用」を新設

2) 「建設機械の保有状況」の評価基準を変更

3) 評価項目から「従業員の雇用人数」を削除

現行

評価項目		配点
企業の施工実績等	工事成績評定点	2.5
	表彰	1
	ISO認証取得	1
	建設機械保有状況	1
	従業員の雇用人数	1
	本店の所在地	2.5
災害協定の締結		1
合計		10



改定(案)

評価項目		配点
企業の施工実績等	工事成績評定点	2.5
	表彰	1
	ISO認証取得	1
	建設機械保有状況	1
	県内企業の活用	1
	本店の所在地	2.5
災害協定の締結		1
合計		10

代表例：地域防災力強化型（企業・技術者評価型②）

1) 評価項目に「県内企業の活用」を新設

→ 指定する工種について、下記の取組を実施すること

- ・自社で施工する
- ・下請負人の全てを県内企業から選定する

評価(審査)内容	評価(審査)基準	配点
県内企業の活用	a. 「指定工種を自社で施工する」、又は「指定工種の施工について下請負人の全てを県内企業から選定する」	1
指定工種：レベル1「〇〇」～レベル2「〇〇」～レベル3「〇〇」 (注8)(注9)(注10)	b. 上記aに該当しない	0

落札者決定基準-抜粋-

※下請負人は一次下請以下の全てを対象（金額は問わない）
※「建設工事の請負契約」に該当しない調査業務や資材納入、測量業務、警備業務、運搬業務等は除く

3. 落札者決定基準の改定について

●「指定工種」の落札者決定基準の記載について

工事数量総括表で指定工種の下位に属するすべての工事が対象となります。

落札者決定基準（抜粋）

評価（審査）内容	評価（審査）基準	配 点
県内企業の活用	a. 「指定工種を自社で施工する」、又は「指定工種の施工について下請負人の全てを県内企業から選定する」	1
(注8)(注9)(注10)	b. 上記aに該当しない	0

(注8)

指定工種とは上表の下線部に定めるもので、工事数量総括表において指定工種の下位に属するすべての工事を対象とする。

なお、「レベル1」「レベル2」「レベル3」「レベル4」とは、それぞれ工事数量総括表の「工事区分」「工種」「種別」「細別」である。

(注9)

県内企業とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する「本店」を奈良県内に置く企業とする。

下請負人は一次下請以下の全てを対象とする。ただし、「建設工事の請負契約」に該当しない調査業務や資材納入、測量業務、警備業務、運搬業務等は除く。

「県内企業の活用」において加点され落札した後、受注者の責により「県内企業の活用」を履行できない場合は、竣工時の工事成績評定点を10点減点する。

(注10)

「指定工種を自社で施工する」について、JVとしてこの工事の入札に参加する場合は、「指定工種を構成員で施工する」と読み替える。

指定工種の例

指定工種：レベル1「築堤・護岸」－レベル2「法覆護岸工」－レベル3「コンクリートブロック工（コンクリートブロック積）」

工事数量総括表

工事数量総括表									
工事番号：第幾4-3号 他		工事名 富雄川 護岸工事(特定都市河川浸水被害対策推進事業(河川改修)) 他				事業区分		河川改修	
工事区分・工種・種別・細別		規格		単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要	
築堤・護岸		工事区分(レベル1)		式		1			
河川土									
工事数量総括表									
工事番号：第幾4-3号 他		工事名 富雄川 護岸工事(特定都市河川浸水被害対策推進事業(河川改修)) 他				事業区分		河川改修	
工事区分・工種・種別・細別		規格		単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要	
法覆護岸工		工種(レベル2)		式		1			
盛土		作業土工		式		1			
路体		床張り		土砂		1			
法面		埋戻し		土砂		1			
法面		基面整正		式		1			
残土		コンクリートブロック工(コンクリートブロック積)		式		1			
土砂		現場打基礎コンクリート		18-8-40(高90) 底幅：43cm 高さ：25cm	m	83			
残土		コンクリート(間知)ブロック積		m2		355			
目地板		漂青質目地板t=10		m2					
鋼込・裏込材(砕石)		再生砕石 RC-40		m3		191			
現場打小口止コンクリート		18-8-40(高90)		箇所		1			
現場打大端コンクリート		18-8-40(高90)		m3		6			
護岸付築物工				式		1			
横帯(隔壁)コンクリート		18-8-40(高90)		箇所		1			
植生工				式		1			
張芝		張芝工 500m2以上							

指定工種の対象

レベル3「コンクリートブロック工(コンクリートブロック積)」の下位に属するすべての工事が対象

指定工種の対象

レベル3「コンクリートブロック工（コンクリートブロック積）」の下位に属するすべての工事が対象

細別（レベル4）

3. 落札者決定基準の改定について

2) 「建設機械の保有状況」の評価基準を変更

評価項目	評価基準	
	現行	変更後
建設機械の保有状況	a. 本工事の公告日時点において、4台(3台)以上の建設機械の保有(長期リース(1年以上)による保有を含む)が確認できる b. 本工事の公告日時点において、3台(2台)の建設機械の保有(長期リース(1年以上)による保有を含む)が確認できる c. 上記a、bに該当しない (1点満点/3段階評価(0・0.5・1))	a. 本工事の公告日時点において、4台(3台)以上かつ2種類以上の建設機械の保有(長期リース(1年以上)による保有を含む)が確認できる b. 本工事の公告日時点において、3台(2台)以上の建設機械の保有(長期リース(1年以上)による保有を含む)が確認できる c. 上記a、bに該当しない (1点満点/3段階評価(0・0.5・1))

※建設機械は以下のうち、いずれかとする。

①バックホウ、②ダンプトラック、③ブルドーザー、④トラクターショベル

※企業・技術者評価型②③とも、**α評価は2種類以上の建設機械を保有する場合に限る**

(規格が違う複数の同建設機械(例:2tダンプが2台、10tダンプが2台)では満点評価となりません)

3) 「従業員の雇用人数」を削除

評価項目	評価基準	
	現行	変更後
従業員の雇用人数	a. <u>本工事の公告日時点において、10人(5人)以上の雇用が確認できる</u> b. <u>本工事の公告日時点において、7~9人(4人)の雇用が確認できる</u> c. <u>上記a、bに該当しない</u> (1点満点/3段階評価(0・0.5・1))	削除

3. 落札者決定基準の改定について

(2)「舗装」：評価項目の新設および評価基準の変更について

【改定内容】

1) 評価項目に「舗装用建設機械の保有状況」を新設

〔技術提案評価型①②、企業・技術者評価型①②〕

2) アスファルトプラント所有の評価を「地域精通度」から「社会・地域貢献」での評価に変更

〔技術提案評価型①②、企業・技術者評価型①②〕

3) 「受注工事量」の評価基準を変更 〔技術提案評価型②③、企業・技術者評価型②③〕

現行

評価項目	配点
工事成績評定点	2.5
ISO認証取得	1
同種工事实績	2
本店の所在地等	2.5
災害協定の締結	1
—	—
—	—
受注工事量	2
合計	11

企業の施工実績等



改定(案)

評価項目	配点
工事成績評定点	2.5
ISO認証取得	1
同種工事实績	2
本店の所在地等	1.5
災害協定の締結	1
アスファルトプラントの所有の有無	1
建設機械保有状況	0.5
受注工事量	2
合計	11.5

企業の施工実績等

1) 評価項目に「舗装用建設機械の保有状況」を新設

〔技術提案評価型①②、企業・技術者評価型①②〕

→舗装用建設機械を1台以上、保有又は
長期リース(1年以上)が確認できる

評価(審査)内容	評価(審査)基準	配点
建設機械の保有状況 (JVは代表者のみ採点する) (注12)	a. 本工事の公告日時点において、1台以上の建設機械の保有(長期リース(1年以上)による保有を含む)が確認できる	0.5
	b. 上記aに該当しない	0

落札者決定基準-抜粋-

※ 舗装用建設機械は以下のうち、いずれかとする。

①アスファルトフィニッシャー

②ロードローラー

③タイヤローラー

代表例:企業・技術者評価型②

3. 落札者決定基準の改定について

2) アスファルトプラント所有の評価を「地域精通度」から「社会・地域貢献」での評価に変更 [技術提案評価型①②、企業・技術者評価型①②]

現行		変更後	
評価項目	評価基準	評価項目	評価基準
本店の所在地及び アスファルトプラントの 所有の有無	a. 本工事の公告日時点において、工事実施市町村を管轄する土木事務所管内に舗装工事業の建設業許可を受けている本店を有し、かつ、アスファルトプラントを所有（共同所有を含む）している b. 本工事の公告日時点において、工事実施市町村を管轄する土木事務所管内に舗装工事業の建設業許可を受けている本店を有している c. 本工事の公告日時点において、アスファルトプラントを所有（共同所有を含む）している d. 上記a、b、cに該当しない (2.5点満点/4段階評価(0・1・1.5・2.5))	本店の所在地	a. 本工事の公告日時点において、工事実施市町村を管轄する土木事務所管内に舗装工事業の建設業許可を受けている本店を有している b. 上記aに該当しない (1.5点満点/2段階評価(0・1.5))
		アスファルトプラント 所有の有無	a. 本工事の公告日時点において、アスファルトプラントを所有（共同所有を含む）している b. 上記aに該当しない (1.0点満点/2段階評価(0・1.0))

※「本店の所在地」と「アスファルトプラントの有無」を別の評価項目に分離
 (配点に変更無し)

3. 落札者決定基準の改定について

3) 「受注工事量」の評価基準を変更 [技術提案評価型②③、企業・技術者評価型②③]

評価項目	評価内容	
	現行	変更後
受注工事量	・当該期間（令和6年6月1日）に奈良県県土マネジメント部、食農部、環境森林部から総合評価落札方式一般競争入札で公告され、本工事の公告日の前日までに県と単独で契約締結した設計金額（税込み）1千万円以上の落札者決定基準が舗装の受注工事の件数の受注件数が0件の場合 ・//の受注件数が1件の場合 ・//の受注件数が2件の場合 ・//の受注件数が3件の場合 ・//の受注件数が4件以上の場合 （2点満点/5段階評価（0・0.5・1・1.5・2））	・当該期間（令和7年6月1日）に奈良県県土マネジメント部、食農部、環境森林部から総合評価落札方式一般競争入札で公告され、本工事の公告日の前日までに県と単独及びJVの構成員として契約締結した設計金額（税込み）1.1千万円以上の落札者決定基準が舗装の受注工事の件数の受注件数が0件の場合 ・//の受注件数が1件の場合 ・//の受注件数が2件の場合 ・//の受注件数が3件の場合 ・//の受注件数が4件以上の場合 （2点満点/5段階評価（0・0.5・1・1.5・2））

※共同企業体で契約締結した工事についても、全ての構成員に対して1件と数える

※令和7年4月から広域水道企業団（旧水道局）の設立されたことに伴い、受注工事量の対象から水道局を削除

3. 落札者決定基準の改定について

(3) 配置予定技術者の同種工事实績について

【改定内容】

配置予定技術者の同種工事の実績について、
一部型式※で設定している金額要件(最終請負金額2千5百万円以上)を削除

評価項目	評価内容
	変更後
配置予定技術者の実績	過去15年間の元請(JVの構成員として請け負った工事を含む)として完成・引渡が完了した 最終請負金額(税込み)が2千5百万円以上 の同種工事についての主任技術者・監理技術者・現場代理人としての施工経験

※ 配置予定技術者の同種工事の実績で、金額要件(最終請負金額2千5百万円以上)が削除となる型式

設計金額	工種							
	一般土木等		舗装		建築		土木設備/建築設備 下水道設備	
27.2億 9億⇒10.3億 3億⇒3.4億 1億⇒1.1億 5千万⇒5.7千万 3千万⇒3.4千万 2千万⇒2.3千万 1千万⇒1.1千万	技術提案 (WTO)		技術提案① 企業・技術者① 技術提案② 企業・技術者② 技術提案③ 企業・技術者③		技術提案 (WTO)		技術提案 (WTO)	
	技術提案①	企業・技術者①			技術提案①	企業・技術者①	技術提案①	企業・技術者①
	技術提案②	企業・技術者② (企業チャレンジ評価型) (課題チャレンジ評価型)			技術提案②	企業・技術者②	技術提案②	企業・技術者②
	技術提案③	企業・技術者③			技術提案③	企業・技術者③		

(必要に応じて総合評価落札方式)

4. 技術提案書等様式の変更について

【変更内容】技術提案書（事後）の様式修正・追加

各様式において、軽微な変更を実施
 →注意書きを一部修正、省略
 →落札候補者の記載項目を一部省略
 （記載内容が評価に影響しない部分）

- 評価項目の新設により様式を追加
 →様式14-5（県内企業の活用）
 →様式14-2（建設機械の保有状況）〔舗装用〕
- 評価項目の再編により様式を追加
 →様式14-4（アスファルトプラントの有無）※
- 評価基準の改定により様式変更
 →様式14-2（建設機械の保有状況）※
 〔一般土木等用〕

※ 添付資料の簡略化を含む

技術提案書（事後）	自己申告評価点算出欄	7
	企業の施工実績（工事成績評定点）	9
	企業の施工実績（一般土木工事等の施工実績）	9-3
	企業の施工実績（表彰）	10
	ISO9000シリーズ、ISO14000シリーズ認証取得	11
	配置予定技術者の実績（同種工事の施工経験）	12
	配置予定技術者（若手・女性技術者）	12-2
	デジタル技術の活用	12-3
	システム設計配置予定技術者の実績（同種工事の施工経験）	12-4
	配置予定技術者の資格	12-5
	ICT施工技術の活用	12-6
	地域精通度（本店（主たる営業所）の所在地）	13
	地域精通度（本店等の所在地）	13-2
	社会・地域貢献（災害協定の締結）	14
	社会・地域貢献（建設機械の保有状況）	14-2
	社会・地域貢献（アスファルトプラントの所有の有無）	14-4
	社会・地域貢献（県内企業の活用）	14-5
	受注工事量	15
	建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用	17

・赤色部分の様式について、提出書類等の変更があります

4. 技術提案書等様式の変更について

様式14-5： 県内企業の活用

【対象型式】： 土木工事における企業・技術者評価型②③（地域防災力強化型）

【技術提案書（事後）様式14-5】 区分	
社会・地域貢献（県内企業の活用）	
工事名・工事番号：	
会社名：	
※入札参加者が共同企業体の場合、共同企業体名及び代表者名を記入してください。	
県 内 企 業 の 活 用	a ・ b （下記の項目のうち、該当する項目を記入して下さい）
	評価対象は、落札者決定基準の評価（審査）内容に記載するとおりです。 落札者決定基準および本様式の注意書きを十分確認し、記載して下さい。
	a 「指定工種を自社で施工する」、又は「指定工種の施工について下請負人の全てを県内企業から選定する」
	b 上記 a に該当しない
【注意】	
1、入札参加者が共同企業体の場合、「指定工種を自社で施工する」については、「指定工種を構成員で施工する」と読み替え、共同企業体の代表者のみ本様式を提出してください。	
2、県内企業とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する「本店」を奈良県内に置く企業とします。 下請負人は一次下請以下の全てを対象とします。ただし、「建設工事の請負契約」に該当しない調査業務や資材納入、測量業務、警備業務、運搬業務等は除きます。	
3、入札時および技術提案書（事後）の提出時点にあらかじめ下請負人を選定する必要はありません。	
4、「県内企業の活用」において加点され落札した場合には履行義務があります。 ただし、「指定工種」の範囲は当初契約時点での工事内容を対象とし、設計変更等により追加となった工事内容については履行義務はありません。	
5、「県内企業の活用」において加点され落札した場合には、施工体系図、施工体制台帳等により工事監督員が「県内企業の活用（同等の配点項目を満たす内容）」の履行状況を確認します。	
6、「県内企業の活用」において加点され落札した後、受注者の責により「県内企業の活用」を履行できない場合は、竣工時の工事成績評定点において10点減点します。	

➤ 評価項目に「県内企業の活用」を新設したことに伴い様式を追加

落札者決定基準に示された指定する工種について、

- ・ 自社で施工する
- ・ 下請負人の全てを県内企業から選定する

上記の場合には「a」を記入

※技術提案書（事後）の提出時に根拠資料の添付や、下請負人の申告は必要なし

※契約後に工事監督職員が履行状況を確認し、不履行（指定工種での県外企業の下請け）が確認された場合は、工事成績評定点を減じる

4. 技術提案書等様式の変更について

様式14-2：建設機械の保有状況

【対象型式】：土木工事における企業・技術者評価型②③（地域防災力強化型）

【技術提案書(事後)様式14-2】 区分	
社会・地域貢献(建設機械の保有状況)	
工事名・工事番号:	
会社名:	
※入札参加者が共同企業体の場合、共同企業体名及び代表者名を記入してください。	
建設機械の保有状況	4台以上かつ2種類以上 ・ 3台以上 ・ 2台以下 (いずれかを記入してください。)
評価対象は、落札者決定基準の評価(審査)内容に記載するとおりです。 落札者決定基準および本様式の注意書きを十分確認し、記載して下さい。	
建設機械の種類	バックホウ・ダンプトラック・ブルドーザー・トラクターショベル (いずれかを記入してください。)
3、「長期リース(1年以上)」は、リース契約期間内に公告日を含むものか評価対象です。 4、「建設機械の種類」は、下記の①～④の建設機械のうち、いずれかを記入してください。 ①バックホウ ②ダンプトラック ③ブルドーザー ④トラクターショベル ただし、①バックホウはバケット容量山積0.45m³以上、②ダンプトラックは最大積載量2t以上の規格に 限ります。 6、建設機械を自社で保有又は、長期リース(1年以上)していることが的確に確認できる 下記のうちいずれかの資料を添付してください。 ただし、いずれも、公告日時点で有効であるものに限り、(有効期限切れや有効期限が 確認できない場合は評価しません。) なお、バックホウ、ダンプトラックを選択し、下記資料でバックホウのバケット容量、 ダンプトラックの最大積載量が分からない場合は、分かる資料(カタログ等)を添付してください。 ①自社保有の場合(下記のうち、いずれか1つ) ・車検証の写し(「使用者」欄により入札参加者名(会社名又は代表者名)が確認できること。 「所有者」欄が入札参加者名であっても、「使用者」欄が入札参加者名でない場合は、 評価しない。) ・特定自主検査記録表の写し(検査日が入札公告日以前1年以内であり、使用者が入札参加 者名であることが確認できるものに限り、) ・売買契約書、譲渡契約書等の写し(契約日が入札公告日以前1年以内で入札参加者名が 確認できるものに限り、) ②リース契約の場合 ・リース契約書の写し(契約書により入札参加者名が確認できること。 契約相手方はリース・レンタル会社を相手方としたものに限る。また、自社 がリース・レンタル会社を営んでいる場合、その賃貸目的の建設機械は対象としない。)	

➤ 評価基準の改定に伴い、「建設機械の保有状況」の様式を変更[一般土木等用]

α評価には建設機械の種類数を追加

建設機械の種類は、バックホウ、ダンプトラック、ブルドーザー、トラクターショベルのいずれかとなります。

(添付資料の簡略化)

- ・ 日付入り写真を提出不要とする
- ・ 特定自主検査記録表の場合は、検査日が入札公告日以前1年以内のものとする
- ・ 売買契約書、譲渡契約書等の場合は、契約日が入札公告日以前1年以内のものとする

代表例：企業・技術者評価型②（地域防災力強化型）

4. 技術提案書等様式の変更について

様式14-2：建設機械の保有状況

【対象型式】：舗装工事における技術提案評価型①②、企業・技術者評価型①②

【技術提案書(事後)様式14-2】 区分	
社会・地域貢献(建設機械の保有状況)	
工事名・工事番号:	
会社名:	
※入札参加者が共同企業体の場合、共同企業体名及び代表者名を記入してください。	
建設機械の保有状況	有 ・ 無 (いずれかを記入してください。)
評価対象は、落札者決定基準の評価(審査)内容に記載するとおりです。 落札者決定基準および本様式の注意書きを十分確認し、記載して下さい。	
建設機械の種類	アスファルトフィニッシャー・ロードローラー・タイヤローラー (いずれかを記入してください。)
製造者 (メーカー名)	
4、「建設機械の種類」は、下記の①～③の建設機械のうち、いずれかを記入してください。 ①アスファルトフィニッシャー ②ロードローラー ③タイヤローラー 5、建設機械を自社で保有又は、長期リース(1年以上)していることが的確に確認できる 下記のうちいずれかの資料を添付してください。 ただし、いずれも、公告日時点で有効であるものに限ります。(有効期限切れや有効期限が 確認できない場合は評価しません。) ①自社保有の場合(下記のうち、いずれか1つ) ・車検証または自動車検査証記録事項の写し(「使用者」欄により入札参加者名(会社名 又は代表者名)が確認できること。「所有者」欄が入札参加者名であっても、「使用者」欄 が入札参加者名でない場合は、評価しません。) ・特定自主検査記録表の写し(検査日が入札公告日以前1年以内であり、 使用者が入札参加者名であることが確認できるものに限ります。) ・売買契約書、譲渡契約書等の写し(契約日が入札公告日以前1年以内で入札参加者名 が確認できるものに限ります。ただし、アスファルトフィニッシャーについては、「売買契約 書、譲渡契約書等の写し(入札参加者名が確認できるものに限ります。)」および「全景が 写った写真(写真内に公告日以降の日付がプリントされたものに限ります。)」の両方を提出 することでも可とします。) ②リース契約の場合 ・リース契約書の写し(契約書により入札参加者名が確認できること。 契約相手方はリース・レンタル会社を相手方としたものに限る。また、自社 がリース・レンタル会社を営んでいる場合、その賃貸目的の建設機械は対象としない。)	

➤ 評価基準の改定に伴い、「建設機械の保有状況」の様式を追加[舗装用]

「建設機械の種類」は、アスファルトフィニッシャー、ロードローラー、タイヤローラーのいずれかを記入

- 自社保有の場合は、車検証の写し、特定自主検査記録表の写し、売買契約書・譲渡契約書等の写しのいずれかを提出する

アスファルトフィニッシャーは、売買契約書、譲渡契約書等の写し(契約日を問わない)と、写真(公告日以降の日付入り)の両方の提出でも可

- リース契約の場合は、リース契約書の写しを提出する

※いずれも、公告日時点で有効であるものに限る

4. 技術提案書等様式の変更について

様式14-4：アスファルトプラントの有無

【対象型式】：舗装工事における技術提案評価型①②、企業・技術者評価型①②

【技術提案書(事後)様式14-4】		区分
社会・地域貢献(アスファルトプラントの所有の有無)		
工事名・工事番号:		
会社名:		
※入札参加者が共同企業体の場合、共同企業体名及び各構成員名を記入してください。		
■アスファルトプラントの所有の有無		
アスファルトプラントの所有(共同所有含む。)の有無	有 ・ 無 (いずれかを記入してください。)	→
【注意】 1、入札参加者が共同企業体の場合は、共同企業体の構成員すべてが評価の対象者となります。評価の対象者それぞれについて、本様式を作成のうえ提出(共同企業体を構成する場合は、本様式を共同企業体を構成するすべての者が提出)してください。 2、アスファルトプラントを共同所有している場合、公告日以降の日付で、共同所有が確認できる資料(協会などの証明書)を添付してください。 3、アスファルトプラントを単独所有している場合、稼働状況が確認できる資料として、以下のいずれかの資料を添付してください。 (1) 公告日以降の日付で発行された建物登記簿謄本の写し (2) 公告日以降の日付で発行された固定資産評価証明書の写し (3) 公告日以降の出荷伝票の写し		

➤ アスファルトプラント所有の評価を「地域精通度」から「社会・地域貢献」の評価に変更したことに伴い、「アスファルトプラントの有無」の様式を追加(従来様式を分割)

アスファルトプラントの所有の有無を記入

(添付資料の簡略化)

単独所有の場合は、

- 公告日以降の日付で発行された建物登記簿謄本の写し、固定資産評価証明書の写し、出荷伝票の写しのいずれかを提出する
- 初回時に提出を求めていた、地番の分かる施設配置図及び施設写真(写真内に公告日以降の日付がプリントされたものに限る)は不要とする

完

ご不明な点がございましたら、
下記の連絡先までお問い合わせください。

奈良県 県土マネジメント部
技術管理課 品質管理グループ

TEL:0742-27-7608

FAX:0742-24-2310